

玉川 CKD 対策ネットワーク 会則

令和 3 年 2 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂

令和 8 年 10 月 20 日改訂

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は玉川 CKD 対策ネットワークと称する。

第 2 条 本会の事務局は、「公益財団法人 日産厚生会 玉川病院」（以下、玉川病院）におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は原則として主に玉川医師会エリアの基幹病院腎臓専門医と開業医および医療従事者により構成される。

CKD の早期発見、早期治療に向けて特定健診後の受診勧奨など区民への啓発活動や CKD に関する診療・研究の情報交換を通じて、腎臓専門医とかかりつけ医の連携を強化する。

玉川医師会エリアにおける CKD 治療の均霑化と透析導入患者数の減少を目的とする。

第 4 条 1. 本会は第 3 条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 区民公開講座の開催
- (2) 研究会・講演会の開催、研究成果の発表および討議
- (3) 地域医療発展のため行政と連携した啓発活動
- (4) 医療安全を目指した医薬品の適正使用推進
- (5) 関係学会との交流
- (6) その他本会発展のために必要な事業

2. 本会の活動期間は令和 3 年 3 月 1 日から 3 年間とし、活動期間の延長は役員会で決定する。

第 3 章 会員

第 5 条 1. 本会の会員は本会の目的に賛同する医療関係者で構成する。

2. 必要に応じて顧問を置くことができる。

第 4 章 運営

第 6 条 本会の運営にあたって次の役員を置く。

- | | | | | | |
|----------|-----|--------|-----|-------------|-----|
| 1. 代表世話人 | 1 名 | 2. 世話人 | 若干名 | 3. 監事（会計監査） | 1 名 |
| 4. 会計 | 1 名 | 5. 顧問 | 若干名 | | |

第 7 条 1. 世話人会は本会の運営を円滑にするため、年 1 回以上開催する。

2. 世話人会の議長は代表世話人が行う
3. 任期は1年とするが、任期満了時会員から意見等無ければ引き続き役員の任とする。
4. 世話人はこの会則に定める事業のほか、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第5章 会計及び参加費

- 第8条
1. 本会の参加費及びその他の収入は会場費に充当する。
 2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 3. 本会の会計報告は役員の内、会計係が行う。
 4. 学術集会の参加費は必要に応じて世話人会の議をへて改訂する。

第6章 会則の変更

- 第9条 この会則は役員会出席者の3分の2以上の賛成を得て変更することができる。

- 付則
1. 本会則は改訂した令和8年10月20日より施行する。

玉川 CKD 対策ネットワーク 役員名簿

代表世話人	今村 吉彦	(玉川病院)
世話人	高橋 樹	(たてき内科クリニック)
	加藤 朋子	(とも内科クリニック)
	佐藤 明子	(丸山内科医院)
	内田 潤一	(奥沢病院)
	小林 百代	(さかうえ薬局)
会計	竹場 和代	(玉川病院)
監事	菅澤 正明	(菅澤医院)

(敬称略)